

## なりたい自分になるために～意思決定支援とは～

教頭 渡部眞一

先週、高等部の見学旅行に同行した際の出来事です。東京ディズニーランドで、男子生徒の車いすを押していた際、その生徒が「教頭先生、自分で車いすをこぎたいです！」と言いました。パレードを待つ人混みの中を「自走してみたい」というのです。「なぜこの人混みの中で？」と尋ねると、彼はこう続けます。「教頭先生！自分で車いすをこいだことを、お母さんに話したいです！」彼のチャレンジしたいという気持ちを察し、私は「周りをよく見て安全運転してください。」と伝え、車いすからそっと手を離しました。注意深く、でも嬉しそうに、車いすを前進させる姿は、まるで舞台上でスポットライトを浴びているかのように輝いて見えました。これまで学んできたことを発揮できる貴重な機会に、彼がはっきり自分の意思を示したことを喜ばしく思うとともに、将来にわたり彼が蓄えた力を発揮するために必要なことは何かを、考えさせられた場面でした。

本校では、児童生徒に身につけさせたい力を「生きる力」を育む5つの要素として捉えています。その5つとは、①必要な情報を得ること ②自ら考え判断すること ③意志等を効果的に表現すること ④人と協調すること ⑤健康や体力・身体諸機能の維持向上 です。

身についたことは、将来にわたり自立と社会参加の原動力ともなります。多くの卒業生が、何かしらの人的支援を受けながら生活していることを考えると、③の意思等を効果的に表現することが重要なポイントとも言えます。肢体不自由特別支援学校では「意思をくみ取る」ための努力は、日常ごく自然に行われておりますが、社会全体がそのような状況というわけではありません。ですから卒業を前にした学習の中で、意思表出にも取り組み、進路先への引継ぎの際には、個別の教育支援計画の「本人の希望」が、伝えるべき必須事項となっております。

もちろん、言葉で伝えなければ意思が示せないというわけではありません。むしろ、周囲がどう意思をくみ取るかが重要です。福祉や医療の現場でも近年、「意思決定支援」という言葉が度々話題に上がるようになっております。歴史的には2005年イギリスで成立した「意思決定能力法」が、世界中に影響を与えました。この法律には、本人が主体的に選択できるように「ICT機器なども用いて選択肢をわかりやすく呈示すること」が示され、「誰にでも意志はある」とし、支援する側は一般論や先入観で判断せず、本人に意思決定のベストチャンスを提供するよう最善を尽くさねばならないと定められています。その後ほぼ同じ内容が、日本の障害者総合支援法2013年にも盛り込まれました。さらに今年3月に厚生労働省より「福祉サービスの利用に関する意思決定支援のガイドライン」が具体策も含めて示され、普及させるべき事柄であるとししました。経験の無い事柄であることが選択の幅を狭めないように、必要に応じて様々な体験を支援することも示されており、徹底して本人の自己選択・自己決定を支援するとの記載もあります。

社会全体が本人の意思を実現する仕組みを整えようと動いていますが、これは「意思を示すことがいかに重要か」を社会が認めた結果です。学校生活で蓄えた力を発揮するには、本人が「なりたい自分」を意識することが重要です。また本人が有意義な経験を主体的に選択して積める環境が必要だと考えます。本校も、全ての児童生徒が「社会の中で、明るく前向きに生きる人（学校教育目標より）」となるように、さらに教育環境を整え、教育内容の充実を図って参ります。